ＮＰＯ法人　うとスポーツクラブ定款

制定：平成１６年7月　　１日
改定：平成２４年１２月２５日

平成１６年１２月7日設立

熊本県宇土市旭町５０４番地

NPO 法人うとスポーツクラブ

ＮＰＯ法人うとスポーツクラブ定款

第１章 総　則

第１条 （名　称）

この法人は、ＮＰＯ法人うとスポーツクラブという。

第２条 （事務所）

この法人は、主たる事務所を熊本県宇土市旭町５０４番地に置く。

第２章 目的及び事業

第３条 （目　的）

この法人は、地域住民に対して、各種スポーツ教室などのスポーツ振興を図る事業、交流会や講演会などのイベント、まちづくり推進や青少年健全育成事業を行い、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「だれとでも」「いつまでも」スポーツに気軽に触れ親しみ、世代を超えて相互の親睦と健康づくりを図ると共に地域の活性化と青少年の健全育成、運動能力のレベルアップを図ることに寄与することを目的とする。

第４条 （特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。

（２）まちづくりの推進を図る活動。

（３）子どもの健全育成を図る活動。

第５条 （事　業）

この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

① 各種スポーツ教室に関する事業

② 各種イベントに関する事業

③ 指導者育成に関する事業

④ スポーツ大会に関する事業

⑤ スポーツ施設等の管理、運営事業

⑥ スポーツ及び、健康増進活動の企画、運営の受託事業

⑦ その他、本法人の目的達成のため必要な事業

第3章 会　員

第６条　（種　別）

この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して、運営に参画する個人及び、家族、団体

（２）利用会員　この法人の目的に賛同して、活動に参加する個人及び、家族、団体

（３）賛助会員　この法人の目的に賛同して、賛助する個人及び団体

第７条（入　会）

１．会員の入会については、特に条件を定めない。

2．会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３．理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき。

（２）本人が死亡し、また正会員である団体が消滅したとき。

（３）年会費を納入しなかったとき。

（４）除名されたとき。

第１０条（退　会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第１１条　（除　名）

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款などに違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第１２条（拠出金品の不返還）

既納された入会金、会費その他の拠出金品は、返金しない。

第４章 役員及び職員

第１３条（種別及び定数）

この法人は次の役員を置く。

（１）理事　３人以上　１５人以内

理事のうち、１人を理事長（会長）、２人を副理事長（副会長）とする。

（２）監事　１人以上　　３人以内

第１４条（選任等）

１．理事及び監事は、総会において選任する。

２．理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３．役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることがあってはならない。

４．監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第１５条（職務）

１．理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３．理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この人の業務を執行する。

４．監事は次に掲げる職務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② この法人の財産の状況を監査すること。

③ 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

第１６条（任期等）

１．役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２．補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

３．役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第１７条 （欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、沈滞なくこれを補充しなければならない。

第１８条（解　任）

役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第１９条（報酬等）

１．役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２．役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

３．前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職　員）

第２０条（職　員）

１．この法人にゼネラルマネージャー、クラブマネージャー、その他の職員を置くことができる。

２．職員及び、ゼネラルマネージャー、クラブマネージャーは、理事長が任免する。

第5章　総　会

第２１条（種　別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

第２２条（構　成）

総会は、正会員をもって構成する。

第２３条（権　能）

総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（１）合併

（２）事業報告及び収支決算

（３）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（４）入会金及び会費の額

（５）その他運営に関する重要事項

第２４条　（開　催）

１．通常総会は、毎年１回開催する。

２．　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）総数の２分の１以上から、会議の目的である記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事からの招集があったとき。

第２５条（招　集）

１．総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２．理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３．総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくても５日前までに通知しなければならない。

第２６条（議　長）

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第２７条（定足数）

総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第２８条（議　決）

総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

（１）総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第２９条（表決権等）

１．各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２．やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３．前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第４９条の適用については、出席したものとみなす。

４．総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第３０条（議事録）

１．総会の議事については、次の事項に記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印をしなければならない。

第６章　理事会

第３１条（構　成）

理事会は、理事をもって構成する。

第３２条（権　能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会で議決した事項の執行に関する事項
（３）事業計画及び収支予算並びにその変更
（３）借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金は除く。第４８条において同じ）その他新たな義務負担及び運営
（４）事務局の組織及び運営
（５）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第３３条（開　催）

理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第３４条（招　集）

１．理事会は、理事長が招集する。
２．理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に理事会を招集しなければならない。
３．理事会を招集するときは、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

第３５条（議　長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第３６条（議　決）

１．理事会における議事事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第３７条（表決権等）

１．各理事の表決権は、平等なるものとする。

２．やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

３．前項の規定により表決した理事は、前条、次条第２項及び第４９条の適用については、出席したものとみなす。

４．理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第３８条（議事録）

１．理事会の議事については、次の事項に記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印をしなければならない。

第７章　資産及び会計

第３９条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された財産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他収入

第４０条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４１条（会計の原則）

この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第４２条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第４３条（暫定予算）

１．　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

２．前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

第４４条（予備費の設定及び使用）

１．予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２．予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第４５条（予算の補正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の補正をすることができる。

第４６条（事業報告及び、決算）

１．この法人の事業報告書、収支決算書、賃借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

２．決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第４７条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第４８条（臨機の処置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

第４９条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第５０条（解散）

１．この法人は、次に掲げる理由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による設立認証の取消

２．前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３．第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

第５１条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法１１条第３項に掲げるもののうち、国又は、地方公共団体に譲渡するものとする。

第５２条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

第５３条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第１０章　雑　則

第５４条（細則）

この定款は、施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１．この定款は、この法人設立の日から施行する。

２．この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　齊藤義美
副理事長　安田孝二、重元　公
理　事　　野村光治、兼田裕明、米倉　誠、西島研一
　　本田五巳、大久保孝介、光井正吾、島内久貴
監　事　　堀内千秋、境幸次郎、岡崎房義

３．この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、設立の日から平成１７年３月３１日までとする。

４．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５．この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、設立の日から平成１７年３月３１日までとする。

６．この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）正会員「年会費」
・ 個人正会員　６，０００円
・ 家族正会員　登録時に限り同居家族３名まで１１，０００円、４人目から１人につき大人３，０００円（高校生以上）、子供２，０００円を加算する。
※家族正会員の追加登録は、大人３，０００円（高校生以上）、子供２，０００円とする。
・企業正会員　登録時に限り、同従業員５名まで２５，０００円、６人目から１人につき４，０００円を加算する。
※法人正会員の追加登録は、１人につき４，０００円とする。
（２）利用会員「年会費」
・個人利用会員　大人５，０００円（高校生以上）、６０歳以上４，０００円、中学生以下３，０００円
・家族利用会員　登録時に限り同居家族３名まで１０，０００円、４人目から１人につき大人３，０００円（高校生以上）、子供２，０００円とする。
※家族追加登録は、大人３，０００円（高校生以上）、子供２，０００円とする。
・企業利用会員　登録時に限り、同従業員５名まで２０，０００円、６人目から１人につき４，０００円を加算する。
※企業利用会員の追加登録は、１人につき４，０００円とする。
（３）賛助会員　別に定めない。

改定履歴

改定番号	改定年月日	改　定　内　容	承認者	作成者	県認証日
０００１	２００５年 ５／２８	事業拡大にともない 第５条（事業）⑤スポーツ施設等の管理事業を追加。	齊藤	本田	２００６年 ２月２１日
０００２	２００５年 ５／２８	附則：正会員、年会費改定 個人正会員：６，０００円を １８歳～５９歳６，０００円 ６０歳以上　　５，０００円へ 企業正会員：２５，０００円を ２１，０００円へ ※家族正会員追加登録者、法人利用会員の追加登録は個人正会員とするを追記。	齊藤	本田	
０００３	2006 年 5月１９日	①文書のレイアウトの見直し。 ②2ﾍﾟｰｼﾞ：第５条（事業） （１）⑤スポーツ施設等の管理事業をスポーツ施設等の管理、運営事業に改定。(運営を追記) ⑥を⑦に変更。 ⑥にスポーツ及び、健康増進活動の企画、運営の受託事業を新設 ◎入会金、会費の改定を定款・附則に記載していたのを「クラブ会員会則」記載し統一する。	斉藤	重元	２００６年 １０月１７日 申請 １２月１８日 認証
０００４	２０１２年 ６月１日	①ＮＰＯ法改正にともない理事の代表権について理事全員が責任を持つために変更。 旧：第１５条（職務） １．理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 改：第１５条（職務） １．理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。 ②職位改定　ゼネラルマネージャーの追加。 旧：第２０条（職員） １．この法人にクラブマネージャー、その他の職員を置くことができる。 ２．職員及び、クラブマネージャーは理事長	米倉	重元	２０１２年 １０月１５日 申請 １２月２５日 認証

		が任免する。 改：第２０条（職員） １．この法人にゼネラルマネージャー、クラブマネージャー、その他の職員を置くことができる。 ２．職員及び、ゼネラルマネージャー、クラブマネージャーは、理事長が任免する。			